

沿岸広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和元年11月29日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市刈屋第3地割9番10地先から和井内第23地割24番3地先まで	新	B 38.5~12.5 m	m 1,530.8
	旧	A 30.0~4.8	1,477.4
		B 38.5~12.5	1,530.8
宮古市和井内第21地割10番1地先から第6地割42番1地先まで	新	B 53.6~12.5	1,196.4
	旧	A 19.2~4.9	1,286.1
		B 53.6~12.5	1,196.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和元年11月29日から令和2年1月6日まで